

経 営 強 化 計 画

年 月 日提出

（提出者）主たる事務所
の所在地
名 称
代 表 者 役 職 ・ 氏 名 印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第4条第1項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

- 第1 経営強化計画の実施期間
- 第2 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標
- 第3 経営の改善の目標を達成するための方策
- 第4 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項
- 第5 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策
- 第6 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項
- 第7 剰余金の処分の方針
- 第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（記載上の注意）

1. 一般的事項

- (1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

提出者の欄においては、経営強化計画を提出する農水産業協同組合の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

3. 経営強化計画の実施期間

- (1) 経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。
- (2) 経営強化計画の始期は経営強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。
- (3) 経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から3年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

4. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

経営の強化に関連する各種の指標につき（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標（①に掲げる指標にあつては経営強化計画の始期の水準を上回る水準のものに限り、②に掲げる指標にあつては経営強化計画の始期

の水準を下回る水準のものに限る。)を記載すること。

① コア業務純益(別表1)に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益をいう。)又はコア業務純益ROA(別表1)に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいう。)を含む収益性を示す一つ以上の指標

② 業務粗利益経費率(別表1)に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいう。)を含む業務の効率を示す一つ以上の指標

5. 経営の改善の目標を達成するための方策

経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、4. ①及び②に掲げる目標については地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保及び業務の効率化のための方策等を記載すること。

6. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

(1) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」、「情報開示の充実のための方策」及び「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。

(2) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

① 員外監事(第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。)がいない場合において員外監事を新たに選任すること。

② 員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。

(3) 「リスク管理の体制の強化のための方策」については、不良債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。

① 与信リスク管理に関する事項

② 市場リスク管理に関する事項

(4) 「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

② 内部監査体制を強化すること。

(5) 「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

① 第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

② 業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。

(6) 「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

① 四半期毎の情報開示を充実すること。

② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。

③ 主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。

(7) 経営強化計画を提出する農水産業協同組合が基準適合金融機関等でないときは、「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」について、従前の経営に関する分析結果の内容を記載するとともに、経営管理に係る体制の改善を図る方策として、以下の事項を具体的に記載すること。

① 基準適合金融機関等でなくなったことに関する経営管理上の問題点とそれに対する経営管理に係る体制の改善策の内容

② 当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなっ

たと認められる場合には、代表権のある役員の退任その他の経営責任の明確化のために講ずる措置

7. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

- (1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表 1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。
- (2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」、「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」及び「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」を、「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。以下同じ。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ記載すること。
- (3) 「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。
- (4) 「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組み等について具体的な記載に努め、(1)に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。
- (5) 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」については、報告基準日における中小規模事業者等向け貸出比率及び報告基準日における中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込額を含む中小規模事業者等に対する信用供与の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表 1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、報告基準日における中小規模事業者等向け貸出比率の水準を当該経営強化計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方策に係る取組み等について具体的に記載すること。

8. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

- (1) 経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第 3 条第 1 項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を記載すること。
- (2) 「株式等の引受け等」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付債権の種類に応じ、次の①及び②に掲げる事項を記載すること。

① 優先出資

イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額

ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 5 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げ

② 劣後特約付金銭消費貸借（法第2条第3項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）
借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容等

配当に対する方針を（別表２）により記載するとともに、役員に対する報酬及び賞与についての方針を記載すること。

経営管理に係る体制及び各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針について記載すること。この場合において、(別表1)に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

[illegible]

損益	資金調達費用									
	うち預(貯)金・譲渡性預(貯)金利息									
	役務取引等費用									
	特定取引費用									
	その他業務費用									
	うち国債等債券関係 (＝国債等債券売却損＋ 国債等債券償還損＋国 債等債券償却＋債券費)									
	一般貸倒引当金繰入額									
	経費									
	うち人件費									
	うち物件費									
	うち機械化関連費用									
	金銭の信託運用見合費用									
	業務粗利益 (＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入 額＋債券費＋経費)									
	国債等債券関係損益									

コア業務純益 (＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入 額－国債等債券関係損益)										
臨時損益										
うち不良債権処理損失額										
個別貸倒引当金繰入額										
貸出金償却										
その他の処理額										
うち株式等関係損益										
経常利益										
特別損益										
税引前当期純利益										
法人税、住民税及び事業税										
法人税等調整額										
税引後当期純利益										

資金運用利回										
貸出金利回										
資金調達原価率										
預(貯)金等利回 (＝(預(貯)金利息＋譲渡性預(貯) 金利息)／預(貯)金・譲渡性預 (貯)金平均残高合計)										
資金調達経費率 (＝経費／預(貯)金・譲渡性預 (貯)金・債券平均残高合計)										

経営指標 (%)	預(貯)貸率									
	総資金利鞘 (=資金運用利回－資金調達原価率)									
	預(貯)貸金利鞘 (=貸出金利回－預(貯)金等利回－ 資金調達経费率)									
	当期利益ROE (=税引後当期純利益／純資産)									
	当期利益ROA (=税引後当期純利益／総資産)									
	コア業務純益ROE (=コア業務純益／純資産)									
	コア業務純益ROA (=コア業務純益／総資産)									
	業務粗利益経费率 (= (経費－機械化関連費用) ／業 務粗利益)									
	不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高								
破産更生等債権額										
危険債権額										
要管理債権額										
正常債権額										
総与信 (=金融再生法開示債権残高＋正 常債権額)										
不良債権比率 (=金融再生法開示債権残高／総 与信)										
リスク管理債権残高										
破綻先債権額 (部分直接償却)										
延滞債権額										
3ヵ月以上延滞債権額										
貸出条件緩和債権額										

(連結)

[illegible]

資産・負債・純資産の部 (平均残高)	うち貸出金									
	負債の部合計									
	うち預(貯)金・譲渡性預(貯)金									
	うち債券									
	純資産の部合計									
	うち出資(資本)金									
	うち資本剰余金									
	うち資本準備金									
	うち利益剰余金									
	うち利益準備金									
	うち土地再評価差額金									
	うちその他有価証券評価差額金									
	うち自己優先出資(株式)、処分未済持分									
損益	経常利益									
	経常収益									
	資金運用収益									
	役務取引等収益									
	特定取引収益									
	その他業務収益									
	その他経常収益									
	経常費用									
	資金調達費用									
	役務取引等費用									
	特定取引費用									
	その他業務費用									
	営業経費									
	その他経常費用									
	うち貸出金償却									
	うち貸倒引当金繰入額									
	うち一般貸倒引当金繰入額									
	うち個別貸倒引当金繰入額									
	特別利益									
	特別損失									
経営指標(%)	当期利益ROE (=税引後当期純利益/純資産)									
	当期利益ROA (=税引後当期純利益/総資産)									

(記載上の注意)

- 1 以下のそれぞれの法令に規定する項目を記載すること。
農林中央金庫～農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）第111条第1項に規定する業務報告書
農業協同組合連合会～農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第202条第2項に規定する業務報告書
漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会～水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）第205条第2項に規定する業務報告書
- 2 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。
- 3 過去の実績及び実績見込みについては、経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。
- 4 事業年度末の計数を記載すること。
- 5 機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。

（別表2）

	年 月 末 実績	年 月 末 実績	年 月 末 実績／実績見込み	年 月 末 計画	年 月 末 計画	年 月 末 計画	年 月 末 計画	年 月 末 計画	年 月 末 計画
配当可能利益									
配当金総額									
普通出資配当金									
優先出資配当金（公的資金分）									
優先出資配当金（民間調達分）									
1口当たり配当金（普通出資）									
1口当たり配当金（優先出資）									
配当率（普通出資）									
配当率（優先出資、公的資金分）									
配当率（優先出資、民間調達分）									
配当性向									

（記載上の注意）

「公的資金分」とは、法第5条第1項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより経営強化計画を提出する農水産業協同組合に対して行う株式等の引受けに係るものをいう。

経 営 強 化 計 画

年 月 日提出

（提出者）主たる事務所
の所在地
名 称
代 表 者 役 職 ・ 氏 名 印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第16条第1項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

- 第1 経営強化計画の実施期間
- 第2 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標
- 第3 金融組織再編成の内容及び実施時期
- 第4 経営の改善の目標を達成するための方策
- 第5 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項（経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第15条第1項の申込みをする場合に限る。）
- 第6 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策（経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第15条第1項の申込みをする場合に限り、当該場合以外の場合にあっては、「業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項」とする。）
- 第7 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項（経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第15条第1項の申込みをする場合に限る。）
- 第8 経営の強化に伴う労務に関する事項
- 第9 剰余金の処分の方針（経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第15条第1項の申込みをする場合に限る。）
- 第10 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第15条第1項の申込みをする場合に限る。）

（記載上の注意）

1. 一般的事項

- (1) 経営強化計画を提出する農水産業協同組合の区分等に応じ法（これに基づく命令を含む。）の定めにより記載事項とされていない事項（経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第15条第1項の申込みをしない場合における第5に掲げる事項等）については、当該事項の記載を省略し、他の事項を繰り上げて記載することができる。
- (2) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (3) 経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

- (1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する農水産業協同組合の代表者が記名押印又は

自ら署名すること。

- (2) 経営強化計画を連名で提出する農水産業協同組合があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該農水産業協同組合の主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記載するとともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名すること。

3. 経営強化計画の実施期間

- (1) 経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。
- (2) 経営強化計画の始期は金融組織再編成を実施する日の属する事業年度の開始の日とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。
- (3) 経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から3年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

4. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

経営の強化に関連する各種の指標につき（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標（①に掲げる指標にあっては経営強化計画の始期の水準を上回る水準のものに限り、②に掲げる指標にあっては経営強化計画の始期の水準を下回る水準のものに限る。）を記載すること。

- ① コア業務純益（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益をいう。）又はコア業務純益ROA（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいう。）を含む収益性を示す一つ以上の指標
- ② 業務粗利益経費率（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいう。）を含む業務の効率性を示す一つ以上の指標

5. 金融組織再編成の内容及び実施時期

経営強化計画を提出する農水産業協同組合が金融組織再編成の当事者の一部であるときは、その旨及び他の当事者である農水産業協同組合の名称をあわせて記載すること。

6. 経営の改善の目標を達成するための方策

経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、4. ①及び②に掲げる目標については地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保及び業務の効率化のための方策等を記載すること。

7. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

- (1) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」、「情報開示の充実のための方策」及び「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。
- (2) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。
- ① 員外監事（第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がいない場合において員外監事を新たに選任すること。
- ② 員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。
- (3) 「リスク管理の体制の強化のための方策」については、不良債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。
- ① 与信リスク管理に関する事項
- ② 市場リスク管理に関する事項
- (4) 「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。
- ① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

- ② 内部監査体制を強化すること。
- (5) 「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。
 - ① 第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。
 - ② 業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。
- (6) 「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。
 - ① 四半期毎の情報開示を充実すること。
 - ② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。
 - ③ 主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。
- (7) 経営強化計画を提出する農水産業協同組合が基準適合金融機関等でないときは、「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」について、従前の経営に関する分析結果の内容を記載するとともに、経営管理に係る体制の改善を図る方策として、以下の事項を具体的に記載すること。
 - ① 基準適合金融機関等でなくなったことに関する経営管理上の問題点とそれに対する経営管理に係る体制の改善策の内容
 - ② 当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、代表権のある役員の退任その他の経営責任の明確化のために講ずる措置
- 8. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策
 - (1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。
 - (2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」、「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」及び「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」を、「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。以下同じ。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ記載すること。
 - (3) 「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。
 - (4) 「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組み等について

具体的な記載に努め、(1)に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

- (5) 経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第15条第1項の申込みをしない場合における「業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項」については、信用供与の方針及びその実施体制に関する事項を記載すること。この場合において、事務所が所在している都道府県すべてを「業務を行っている地域」として明示した上で、地域により信用供与の方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。
- (6) 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」については、報告基準日における中小規模事業者等向け貸出比率及び報告基準日における中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込額を含む中小規模事業者等に対する信用供与の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、報告基準日における中小規模事業者等向け貸出比率の水準を当該経営強化計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方針に係る取組み等について具体的に記載すること。
9. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項
 - (1) 経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第15条第1項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を記載すること。
 - (2) 「株式等の引受け等」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付債権の種類に応じ、次の①及び②に掲げる事項を記載すること。
 - ① 優先出資
 - イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額
 - ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項第2号から第4号までに掲げる内容 等
 - ② 劣後特約付金銭消費貸借（法第2条第3項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等
10. 経営の強化に伴う労務に関する事項
以下に掲げる事項を記載すること。
 - (1) 経営強化計画の始期における職員数
 - (2) 経営強化計画の終期における職員数
 - (3) 経営の強化に充てる予定の職員数
 - (4) (3)中、新規採用される職員数
 - (5) 経営の強化に伴い出向又は解雇される職員数
11. 剰余金の処分の方針
配当に対する方針を（別表2）により記載するとともに、役員に対する報酬及び賞与についての方針を記載すること。
12. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
経営管理に係る体制及び各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針について記載すること。この場合において、（別表1）に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

(別表 1) (单体)

[illegible]

[illegible]

	コア業務純益 (＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入 額－国債等債券関係損益)										
	臨時損益										
	うち不良債権処理損失額	個別貸倒引当金繰入額									
		貸出金償却									
		その他の処理額									
		うち株式等関係損益									
		経常利益									
	特別損益										
	税引前当期純利益										
	法人税、住民税及び事業税										
	法人税等調整額										
	税引後当期純利益										
	経営指標 (%)	資金運用利回									
		貸出金利回									
資金調達原価率											
預(貯)金等利回 (＝(預(貯)金利息＋譲渡性預(貯) 金利息)／預(貯)金・譲渡性預 (貯)金平均残高合計)											
資金調達経费率 (＝経費／預(貯)金・譲渡性預 (貯)金・債券平均残高合計)											
預(貯)貸率											
総資金利鞘 (＝資金運用利回－資金調達原価率)											
預(貯)貸金利鞘 (＝貸出金利回－預(貯)金等利回－ 資金調達経费率)											
当期利益ROE (＝税引後当期純利益／純資産)											
当期利益ROA (＝税引後当期純利益／総資産)											
コア業務純益ROE (＝コア業務純益／純資産)											
コア業務純益ROA (＝コア業務純益／総資産)											
業務粗利益経费率 (＝(経費－機械化関連費用)／業 務粗利益)											
		金融再生法開示債権残高									
	破産更生等債権額										

不良債権関連指標	危険債権額								
	要管理債権額								
	正常債権額								
	総与信 (＝金融再生法開示債権残高＋正常債権額)								
	不良債権比率 (＝金融再生法開示債権残高／総与信)								
	リスク管理債権残高								
	破綻先債権額								
	(部分直接償却)								
	延滞債権額								
	3ヵ月以上延滞債権額								
貸出条件緩和債権額									

(連結)

[illegible]

損益	経常費用	資金調達費用								
		役務取引等費用								
		特定取引費用								
		その他業務費用								
		営業経費								
		その他経常費用								
		うち貸出金償却								
		うち貸倒引当金繰入額								
		うち一般貸倒引当金繰入額								
	うち個別貸倒引当金繰入額									
	特別利益									
	特別損失									
法人税、住民税及び事業税	法人税等調整額									
	少数株主利益									
	税引後当期純利益									
	当期利益 ROE (=税引後当期純利益／純資産)									
	当期利益 ROA (=税引後当期純利益／総資産)									

	優先出資配当金（公的資金分）									
	優先出資配当金（民間調達分）									
1	口当たり配当金（普通出資）									
1	口当たり配当金（優先出資）									
	配当率（普通出資）									
	配当率（優先出資、公的資金分）									
	配当率（優先出資、民間調達分）									
	配当性向									

（記載上の注意）

「公的資金分」とは、法第17条第1項の規定による決定（法第19条第1項の規定による承認を含む。）を受けて協定銀行が協定の定めにより組織再編成金融機関等に対して行う株式等の引受けに係るものをいう。

経 営 強 化 計 画

年 月 日提出

（提出者）主たる事務所
の所在地
名 称
代 表 者 役 職 ・ 氏 名 印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第16条第3項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

- 第1 経営強化計画の実施期間
- 第2 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標
- 第3 金融組織再編成の内容及び実施時期
- 第4 経営の改善の目標を達成するための方策
- 第5 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項（経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第15条第1項の申込みをする場合に限る。）
- 第6 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項（経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第15条第1項の申込みをする場合に限る。）
- 第7 経営の強化に伴う労務に関する事項
- 第8 業務を行っている地域における信用供与の方針及びその実施体制に関する事項
- 第9 剰余金の処分の方針（経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第15条第1項の申込みをする場合に限る。）
- 第10 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第15条第1項の申込みをする場合に限る。）

（記載上の注意）

1. 一般的事項

- (1) 経営強化計画を提出する農水産業協同組合の区分等に応じ法（これに基づく命令を含む。）の定めにより記載事項とされていない事項（経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第15条第1項の申込みをしない場合における第5に掲げる事項等）については、当該事項の記載を省略し、他の事項を繰り上げて記載することができる。
- (2) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (3) 経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

提出者の欄においては、経営強化計画を提出する農水産業協同組合の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

3. 経営強化計画の実施期間

- (1) 経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。

(2) 経営強化計画の始期は金融組織再編成を実施する日の属する事業年度の開始の日とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

(3) 経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から3年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

4. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標

経営の強化に関連する各種の指標につき（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標（①に掲げる指標にあつては経営強化計画の始期の水準を上回る水準のものに限り、②に掲げる指標にあつては経営強化計画の始期の水準を下回る水準のものに限る。）を記載すること。

① コア業務純益（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益をいう。）又はコア業務純益ROA（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいう。）を含む収益性を示す一つ以上の指標

② 業務粗利益経費率（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいう。）を含む業務の効率を示す一つ以上の指標

5. 金融組織再編成の内容及び実施時期

経営強化計画を提出する農水産業協同組合が金融組織再編成の当事者の一部であるときは、その旨及び他の当事者である農水産業協同組合の名称をあわせて記載すること。

6. 経営の改善の目標を達成するための方策

経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、4. ①及び②に掲げる目標については地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保及び業務の効率化のための方策等を記載すること。

7. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

(1) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」、「情報開示の充実のための方策」及び「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。

(2) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

① 員外監事（第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がいない場合において員外監事を新たに選任すること。

② 員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。

(3) 「リスク管理の体制の強化のための方策」については、不良債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。

① 与信リスク管理に関する事項

② 市場リスク管理に関する事項

(4) 「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

② 内部監査体制を強化すること。

(5) 「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

① 第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

② 業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連

動させる方針を強化すること。

(6) 「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

- ① 四半期毎の情報開示を充実すること。
- ② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。
- ③ 主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。

(7) 経営強化計画を提出する農水産業協同組合が基準適合金融機関等でないときは、「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」について、従前の経営に関する分析結果の内容を記載するとともに、経営管理に係る体制の改善を図る方策として、以下の事項を具体的に記載すること。

- ① 基準適合金融機関等でなくなったことに関する経営管理上の問題点とそれに対する経営管理に係る体制の改善策の内容
- ② 当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、代表権のある役員の退任その他の経営責任の明確化のために講ずる措置

8. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

(1) 法第16条第3項の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第15条第1項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を記載すること。

(2) 「株式等の引受け等」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付債権の種類に応じ、次の①及び②に掲げる事項を記載すること。

① 優先出資

イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額

ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項第2号から第4号までに掲げる内容等

- ② 劣後特約付金銭消費貸借（法第2条第3項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）
借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容等

9. 経営の強化に伴う労務に関する事項

以下に掲げる事項を記載すること。

- (1) 経営強化計画の始期における職員数
- (2) 経営強化計画の終期における職員数
- (3) 経営の強化に充てる予定の職員数
- (4) (3)中、新規採用される職員数
- (5) 経営の強化に伴い出向又は解雇される職員数

10. 業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項

業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項の記載については、信用供与の方針及びその実施体制に関する事項を記載すること。この場合において、事務所が所在している都道府県すべてを「業務を行っている地域」として明示した上で、地域により信用供与の方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

11. 剰余金の処分の方針

配当に対する方針を（別表2）により記載するとともに、役員に対する報酬及び賞与についての方針を記載すること。

12. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

経営管理に係る体制及び各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針について記載すること。この場合において、（別表1）に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

(別表 1) (单体)

[illegible]

経営指標 (%)	金銭の信託運用見合費用									
	業務粗利益 (＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額＋債券費＋経費)									
	国債等債券関係損益									
	コア業務純益 (＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益)									
	臨時損益									
	うち不良債権処理損失額									
	個別貸倒引当金繰入額									
	貸出金償却									
	その他の処理額									
	うち株式等関係損益									
	経常利益									
	特別損益									
	税引前当期純利益									
	法人税、住民税及び事業税									
	法人税等調整額									
	税引後当期純利益									
	資金運用利回									
	貸出金利回									
	資金調達原価率									
	預(貯)金等利回 (＝ (預(貯)金利息＋譲渡性預(貯)金利息) ÷ 預(貯)金・譲渡性預(貯)金平均残高合計)									
	資金調達経费率 (＝経費÷預(貯)金・譲渡性預(貯)金・債券平均残高合計)									
	預(貯)貸率									
	総資金利鞘 (＝資金運用利回－資金調達原価率)									
	預(貯)貸金利鞘 (＝貸出金利回－預(貯)金等利回－資金調達経费率)									
	当期利益ROE (＝税引後当期純利益÷純資産)									
当期利益ROA (＝税引後当期純利益÷総資産)										
コア業務純益ROE (＝コア業務純益÷純資産)										
コア業務純益ROA (＝コア業務純益÷総資産)										
業務粗利益経费率 (＝ (経費－機械化関連費用) ÷ 業										

	務粗利益)									
不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高									
	破産更生等債権額									
	危険債権額									
	要管理債権額									
	正常債権額									
	総与信 (＝金融再生法開示債権残高＋正 常債権額)									
	不良債権比率 (＝金融再生法開示債権残高／総 与信)									
	リスク管理債権残高									
	破綻先債権額									
	うち部分直接償却									
	延滞債権額									
	3ヵ月以上延滞債権額									
貸出条件緩和債権額										

(連結)

[illegible]

損 益		資金調達費用								
		役務取引等費用								
		特定取引費用								
		その他業務費用								
		営業経費								
		その他経常費用								
		うち貸出金償却								
		うち貸倒引当金繰入額								
		うち一般貸倒引当金繰入額								
		うち個別貸倒引当金繰入額								
	特別利益									
	特別損失									
	法人税、住民税及び事業税									
	法人税等調整額									
	少数株主利益									
	税引後当期純利益									
	当期利益ROE (=税引後当期純利益／純資産)									
経営指標 (%)	当期利益ROA (=税引後当期純利益／総資産)									

配当率（普通出資）									
配当率（優先出資、公的資金分）									
配当率（優先出資、民間調達分）									
配当性向									

（記載上の注意）

「公的資金分」とは、法第17条第1項の規定による決定（法第19条第1項の規定による承認を含む。）を受けて協定銀行が協定の定めにより経営強化計画を提出した農水産業協同組合に対して行う株式等の引受けに係るものをいう。

経 営 計 画

年 月 日提出

（提出者）主たる事務所の所在地
名称
代表者役職・氏名 印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第22条第3項の規定に基づき、経営計画を次のとおり提出します。

記

- 第1 経営計画の期間
- 第2 経営計画の期間中の収益見通し
- 第3 収益見通しを達成するための方策
- 第4 責任ある経営体制の確立に関する事項
- 第5 剰余金の処分の方針
- 第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
- 第7 協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権のうち経営計画を提出する農水産業協同組合を発行者又は債務者とするものの額及びその内容
（記載上の注意）

1. 一般的事項

- (1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 経営計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

提出者の欄においては、経営計画を提出する農水産業協同組合の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

3. 経営計画の期間

- (1) 経営計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。
- (2) 経営計画の始期は経営計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日とし、経営計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。
- (3) 経営計画の終期となる月については、経営計画の始期から3年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。

4. 経営計画の期間中の収益見通し

経営に関連する各種の指標につき（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営計画の終期において達成すべき見通し（①に掲げる指標にあつては経営計画の始期の水準を上回る水準のものに限り、②に掲げる指標にあつては経営計画の始期の水準を下回る水準のものに限る。）を記載すること。

- 借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容等

	年 月末 実績	年 月末 実績	年 月末 実績／実 績見込み	年 月末 計画	年 月末 計画	年 月末 計画	年 月末 計画	年 月末 計画	年 月末 計画
--	------------	------------	----------------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

資産・負債・純資産の部 (平均残高)	資産の部合計																			
	うち貸出金																			
	負債の部合計																			
	うち預(貯)金・譲渡性預(貯)金																			
	うち債券																			
	純資産の部合計																			
	うち出資金																			
	うち資本剰余金																			
	うち資本準備金																			
	うち利益剰余金																			
	うち利益準備金																			
	うち土地再評価差額金																			
	うちその他有価証券評価差額金																			
	うち自己優先出資、処分未済持分																			
	損益	業務純益																		
		業務収益																		
		資金運用収益																		
		うち貸出金収入																		
		役務取引等収益																		
特定取引収益																				
その他業務収益																				
うち国債等債券関係 (＝国債等債券売却益＋ 国債等債券償還益)																				
業務費用																				
資金調達費用																				
うち預(貯)金・譲渡性預(貯)金利息																				
役務取引等費用																				
特定取引費用																				
その他業務費用																				
うち国債等債券関係 (＝国債等債券売却損＋ 国債等債券償還損＋国 債等債券償却＋債券費)																				
一般貸倒引当金繰入額																				
経費																				
うち人件費																				
うち物件費																				
うち機械化関連費用																				
金銭の信託運用見合費用																				
業務粗利益 (＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入 額＋債券費＋経費)																				
国債等債券関係損益																				

不良債権関連指標	危険債権額								
	要管理債権額								
	正常債権額								
	総与信 (＝金融再生法開示債権残高＋正常債権額)								
	不良債権比率 (＝金融再生法開示債権残高／総与信)								
	リスク管理債権残高								
	破綻先債権額								
	うち部分直接償却								
	延滞債権額								
	3ヵ月以上延滞債権額								
貸出条件緩和債権額									

(連結)

[illegible]

配当性向									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

「公的資金分」とは、取得株式等（法第20条第1項に規定する取得株式等をいう。）である優先出資に係るものをいう。

様式第五（第50条関係）

（日本工業規格 A 4）

協 同 組 織 金 融 機 能 強 化 方 針

年 月 日提出

(提出者) 主たる事務所
の所在地
名 称
代 表 者 役 職 ・ 氏 名 印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の3第1項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。

記

- 第1 収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項
- 第2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項
- 第3 第1及び第2の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針
- 第4 申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項
- 第5 農林中央金庫における従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項
- 第6 農林中央金庫の剰余金の処分の方針
- 第7 農林中央金庫の財務内容及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
- 第8 申込みに係る資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に関する事項

(記載上の注意)

1. 一般的事項

- (1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 協同組織金融機能強化方針が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、協同組織金融機能強化方針に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

提出者の欄においては、農林中央金庫の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

3. 収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項

- (1) 申込みに係る資金について、おおむね15年以内にその処分をし、又は償還若しくは返済を行うための財源を確保するために必要な収益性及び業務の効率の向上のための方策を記載すること。
- (2) 次に掲げる指標につき(1)の方策を実施するために達成すべき経営の改善の目標を記載すること。
 - ① 収益性を示す一つ以上の指標
 - ② 業務の効率を示す一つ以上の指標
- (3) 農水産業協同組合等（法第34条の2第2号から第5号までに掲げる者をいう。以下同じ。）

の収益性及び業務の効率の向上のための方策として、例えば農水産業協同組合等に対して行う以下の事項について記載すること。

① 経営のモニタリング及び分析

② 経営に関する相談

(4) 特別関係協同組織金融機関等の収益性及び業務の効率の向上のための方策として、例えば、特別関係協同組織金融機関等の収益性及び業務の効率の向上のための経営指導の内容について記載すること。

4. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」については、例えば、申込みに係る資金の活用方法を含む協同組織金融関係機関（法第34条の2に規定する協同組織金融関係機関をいう。以下同じ。）における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針について記載すること。

(2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「農水産業協同組合等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策」、「農水産業協同組合等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」及び「協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」を、「その他地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の農水産業協同組合等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ記載すること。

(3) 「農水産業協同組合等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策」については、例えば、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための農水産業協同組合等に対する経営指導に係る体制の強化のための方策について記載すること。

(4) 「農水産業協同組合等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の農水産業協同組合等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」の記載に当たっては、それぞれ、農水産業協同組合等における当該取組みの促進に資するための方策について、具体的に記載すること。

(5) 「協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」については、「協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」の内容も含めて、具体的に記載すること。

5. 第1及び第2の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査、経営に関する相談、経営指導等の具体的な内容及びその実施体制等について記載すること。

6. 申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項

第52条各号に規定する体制に関する事項について、それぞれ具体的に記載すること。

7. 農林中央金庫における従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

(1) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」、「情報開示の充実のための方策」及び「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。

(2) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば、員外監事（第3

条第2項に規定する員外監事をいう。)を増員し、又はその独立性を強化する方策を記載すること。

- (3) 「リスク管理の体制の強化のための方策」については、不良債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。

- ① 与信リスク管理に関する事項
- ② 市場リスク管理に関する事項

- (4) 「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

- ① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。
- ② 内部監査体制を強化すること。

- (5) 「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば、第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化する方策を記載すること。

- (6) 「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。

- ① 半期毎又は四半期毎の情報開示を充実すること。
- ② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。
- ③ 地域への貢献に関する情報開示を充実すること。

- (7) 農林中央金庫が基準適合金融機関等でないときは、「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」について、従前の経営に関する分析結果の内容を記載するとともに、経営管理に係る体制の改善を図る方策として、以下の事項を具体的に記載すること。

- ① 基準適合金融機関等でなくなったことに関する経営管理上の問題点とそれに対する経営管理に係る体制の改善策の内容
- ② 当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、代表権のある役員の退任その他の経営責任の明確化のために講ずる措置

8. 農林中央金庫の剰余金の処分の方針

配当に対する方針を記載するとともに、役員に対する報酬及び賞与についての方針を記載すること。

9. 農林中央金庫の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

経営管理に係る体制及び各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針について記載すること。この場合において、協同組織金融機能強化方針に記載された事項を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。

10. 資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に関する事項

- (1) 「申込みに係る資金が信用事業のみに充てられることについて適切に審査するための体制に関する事項」については、法第34条の2の申込みに係る資金が信用事業のみに充てられることを確保するため、例えば、農水産業協同組合等における区分經理の実施状況及び資金の管理体制を審査する体制について具体的に記載すること。
- (2) 「対象資金が信用事業のみに充てられることを確保するために必要な措置を講ずるための体制に関する事項」については、第54条第2号イからハまでに掲げる措置を講ずるための体制を含む対象資金（同号に規定する対象資金をいう。）が信用事業のみに充てられることを確保するために必要な措置を講ずるための体制について、それぞれ具体的に記載すること。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の2
の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容

年 月 日提出

（提出者）主たる事務所
の所在地
名称
代表者役職・氏名 印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の3第1項の規定に基づき、同法第34条の2の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を以下のとおり提出します。

記

第1 優先出資の引受け等を求める額

第2 優先出資の引受け等の内容

（記載上の注意）

1. 一般的事項

- (1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 協同組織金融機能強化方針とあわせて公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、協同組織金融機能強化方針及びこの書面に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

提出者の欄においては、農林中央金庫の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

3. 優先出資の引受け等を求める額

優先出資の引受け等を求める額については、「優先出資の引受け」又は「劣後特約付金銭消費貸借による貸付け」の区分ごとに記載すること。

4. 優先出資の引受け等の内容

優先出資の引受け等の内容については、「優先出資の引受け」又は「劣後特約付金銭消費貸借による貸付け」の区分ごとに、次の①又は②に掲げる事項を記載すること。

① 優先出資

イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額

ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項第2号から第4号までに掲げる内容 等

② 劣後特約付金銭消費貸借（法第2条第3項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）

借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等